

第3回研究会

森林の現状と課題及び所有権の問題について

東近江市市民環境部森と水政策課・課長補佐

山口美知子

1.

まず、東近江市は合併後、市域の56%が森林、その内30%が人工林であり、近隣地域と比較すると人工林率が低い地域といえる。そのうえで、国産林の材価は昭和30年代と同じであり、木の活用方法、その価格、採算について森林所有者は悩みを持ち、木の値段と木の質との関係にも課題が生じている。伐採作業にかかる費用の採算がとれたとしても、育成の経費や今後の森づくりの経費の回収は難しい。

東近江市では社寺林の割合が多い。また、個人有は4分の1。残りは、集落、会社、公社ということで、特徴的であるのは、国有林・県有林・市町村有林といった公有林が少ないことである。このことは近畿地方に一定共通する現況でもあるといえ、地域の人と国がかかわる機会が少ないことを意味する。市役所としては、逆に、檀家さんのいる社寺林、地域住民の共有林など、行政がかかわるべき森林が多く存在することが明らかとなったが、1市6町での合併前を見ると、地域ごとにその割合や森林と地域との関係性が全く異なっていたとされる。

ボランティアで山の調査をすると、鹿の皮剥被害が多く、8割ほどの現場で被害があった。値打ちがする木も皮剥被害で売り物とならない。50年、100年の木が皮剥で値段がつかないこともある。

平成23年度の国交省のアンケート調査では、相続時に適切に手続をしていない農地・森林所有者の現状が明らかとされた。企業が買収を進めていた土地についても100名以上の共有者が存在し、買収断念後も土地の売却ができず、最終的に市に寄附してもらおうといったことも生じている。その際には、名前と住所を頼りに、実態を把握することとなったが、そこでも相続登記が適切になされていないという現状が明確なものとなった。

従来、東近江には、「惣村」自治、惣掟があった。しっかりと書面が残っている地域であるといえる。入会林野近代化法以前から、官有化に対して、自分たちの地域であるということで、地域で主張していた。ただし、木材の値段が上がったときに何が起こったかという、個人分割が行われた。その後は、管理システムとして、入会林も個人林も成り立たなくなったとされる。

そこで、以上の課題を所有権と関係付けて課題整理すれば、①所有者の特定が困難、②所有界の確定が困難、③森林整備の前提として所有者との契約が必要とされること、④転売が容易（登記書き換えのみ）、⑤管理責任が不明確といったことがある。もっとも、問題は所有権だけ

の問題にとどまらないという。

結局において、「継承されない森」という問題があり、土地（所有権）、管理（責任）、資源、情報、技術や知恵がそれぞれ継承されない。本来は、どこにどんな資源があるのかということがわかっていないといけない。高島のトチノキの伐採もその文脈で問題となる。地域の方がそもそも重要なものであることを知らなかったという経緯がある。

継承されない結果失われる価値がある。しかし、その価値を本来継受している者は誰かが重要であり、地域の社会や経済に与える影響は計り知れないはずである。例えば、京都の大文字焼きの山の広葉樹にナラ枯れが生じた際には観光業から支援があった。

また、愛知県の豊田市では、上流の環境を考えて合併が進められたという経緯もある。

ある集落では、なぜ所有界を確定することが必要かが問題となった。地元の手作りの地図を土地改良区の経験者の方が作成し、個人の所有界確定はせずに森林整備が進んだ。集落に声をかけて、固定資産税の通知、公図、森林計画図も集めて、地図上で、だいたいの場所を確認して、誰の山がどこかということで把握する。森林整備を集落単位で行う。地元の関係者以外の所有となっている山は買い戻すなどして、整備した結果、獣害が激減。明るいきれいな道となり、山がきれいになると、人が入り、また羊を飼うこととなり、定期的に週に一回は集まって活動を行うなどの動きがみられる。

このことは土地改良の事前調査と同じ考え方ともいえ、誰のものがどの程度あるのかの調査を山に当てはめたものであるとされる。この考え方を波及させるものが、今般の東近江市の「補助事業を活用した集落ぐるみでの森林整備マニュアル」。

森林組合は薪屋と契約して、広葉樹の行き先も決まり、周辺の住民が自分たちのところでも同様の動きを展開してみようというように、広がりを見せている。ほかにも、守山市のホテルに、地元材で家具をいれたいとの要望があり、森林組合の現場にストックされている木に関心が寄せられた。

所有者の負担なく整備ができ、獣害被害が少ないと農業にもメリットがある。里山の仕事が増えると、冬場の仕事が増えることにも繋がる。

この流れの中で、法律レベルでは、森林法の改正があり、現在は所有者不明であっても、管理できるシステムがあるが、しかし、行政がそれを行うには、かなりの勇気がいる。おそらく市町村はなかなか行わない。

他市町村の事例でも、西栗倉村の森林管理協定や、豊田市の森づくり会議の事例など興味深いものがある。

以上を踏まえて、やはり、所有権の考え方をどのように捉えるか、また、経営の視点（利用権の設定）や継承の視点（所有権の相続）といった特に継承の問題をどのように考えるべきかがやはり課題であり、経済価値を作っていく必要もある。この中で、公益的機能の受益者負担も考えられないのが課題となる。

2. 質疑応答

登記については登記費用の問題があり、所有権という権原（タイトル）については、売却などの変動や紛争が生じた際には登記ないし境界確定が現実化するが、それ以外の日常時には必ずしも登記や境界確定が意識されないこと、そのために、所有権については処分の場面と管理の場面が分けて考えられるべきこと。他地域に居住している所有者が生ずる経緯はどういった

ものであるのかといった質問。森林整備については、土地の経済的な価値が低迷している現状がむしろ経済的な利害対立を弱め、関心が薄い為に整備がし易くなるともいえる一方で、個別利害関係人が生ずる場合にはやはり個別の権利の問題が顕在化すること。社寺林の所有率が高いという現況をどのように捉えるのか。行政内部での意識共有の現況や、受益者を踏まえた費用分担のあり方、企業のCSR、バイオマス発電等について議論が行われた。

これらに対しては、山口講師から、地域の土地についても、生産森林組合の権利者の主張として、金銭換算して、山への現物出資分をかえしてくださいという声もありえるなど、権利性にかかわる問題が顕在化する場合があることや、他地域に所有者が生ずる場合や、地域住民が知人に売却する場合などがあること、奥山をどのように扱うべきか、コンパクトシティなどの政策と農村や山林の問題との関係、社寺林といえども社寺が経営を行うことには限界があることなども課題となるといった話がなされた。